

猟銃等製造（販売）事業承継の届出

（法第7条）

次のいずれかに該当し、武器製造（販売）事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、承継の事実を証する書面を添えて、猟銃等製造（販売）事業承継届出書を提出しなければなりません。

- 1 相続により武器製造（販売）事業者の地位を承継した者
- 2 譲受けにより武器製造（販売）事業者の地位を承継した者
例）個人から法人への譲渡（法人成りなど）、親から子への譲渡など
- 3 法人の合併により武器製造（販売）事業者の地位を承継した者
- 4 法人の分割により武器製造（販売）事業者の地位を承継した者

地位を承継することにより、猟銃等製造（販売）事業許可申請書記載事項に変更を伴う場合は、別途、猟銃等製造（販売）事業許可申請書記載事項変更届が必要となります。

○猟銃等製造（販売）事業承継届出書関係書類

提出部数

電子申請の場合は1部

窓口申請の場合は1部（受付印が必要な場合は申請書を2部）

- 1 猟銃等製造（販売）事業承継届出書
- 2 相続同意証明書（相続の場合）
相続人がわかる書類を添付してください
- 3 登記簿謄本及び定款の写し（法人の場合）

- 4 業務を行う役員全員の欠格事由非該当証明書（法人の場合）
- 5 代表者の身元証明書（法人の場合）
- 6 業務を行う役員全員の欠格事由非該当証明書（法人の場合）
- 7 住民証及び身元証明書（個人の場合）
- 8 手数料 不要

○申請にあたっての注意事項

- 1 原則として申請の前に消防保安室と事前協議を行ってください。